

事前復興の取組に関するガイドライン(案)

～ あらかじめ被害を減らし
復興をスムーズにするまちづくり ～

平成 26 (2014) 年 3 月

(平成 31 (2019) 年 3 月一部改訂)

愛知県建設部

(平成 31 年 3 月一部改訂)

追録加除整理一覧表

追録号数	内容現在	加除整理	整理者印
第 1 号	H27(2015)年 3 月 31 日	年 月 日	
第 2 号	H31(2019)年 3 月 29 日	年 月 日	
第 3 号	年 月 日	年 月 日	
第 4 号	年 月 日	年 月 日	
第 5 号	年 月 日	年 月 日	
第 6 号	年 月 日	年 月 日	
第 7 号	年 月 日	年 月 日	
第 8 号	年 月 日	年 月 日	
第 9 号	年 月 日	年 月 日	
第 10 号	年 月 日	年 月 日	
第 11 号	年 月 日	年 月 日	
第 12 号	年 月 日	年 月 日	
第 13 号	年 月 日	年 月 日	
第 14 号	年 月 日	年 月 日	
第 15 号	年 月 日	年 月 日	
第 16 号	年 月 日	年 月 日	
第 17 号	年 月 日	年 月 日	
第 18 号	年 月 日	年 月 日	
第 19 号	年 月 日	年 月 日	
第 20 号	年 月 日	年 月 日	

目 次

第一章 ガイドラインの概要

- (1) ガイドラインの位置づけ・目的…………… 3
- (2) ガイドラインの構成…………… 5

第二章 事前復興の取組を進める上での基本的な考え方

- (1) 事前復興の取組の概要…………… 9
 - 1. 事前復興の取組の効果…………… 9
 - 2. 事前復興の取組の体系…………… 9
- (2) 実施にあたっての留意点…………… 26
 - 1. 地域の災害リスク情報の発信…………… 26
 - 2. 協働による検討から、地域主導での検討へ…………… 27
 - 3. 被災直後からの様々なプロセスを踏まえた取組の検討…………… 28
 - 4. 実施地区について…………… 30
 - 5. 実施主体について…………… 31
 - 6. 実施手法について…………… 32
- (3) 他自治体の取組事例…………… 33

第三章 ケーススタディ

ケーススタディ I

- (1) ケーススタディの実施概要…………… 37
- (2) ケーススタディの内容と実施にあたっての留意事項…………… 39
- (3) ケーススタディ結果…………… 61
- (4) ケーススタディにおける課題等の整理…………… 75

ケーススタディ II

- (1) ケーススタディの実施概要…………… 77
- (2) ケーススタディ実施地区の特性…………… 80
- (3) ケーススタディ結果…………… 83
- (4) ケーススタディにおける課題等の検証…………… 98

参考資料

- (1) 事前復興まちづくり模擬訓練ガイダンス資料 (参考) …… 参-3
- (2) 地元回覧文 (参考) …… 参-38

第一章

ガイドラインの概要

(1) ガイドラインの位置づけ・目的

1. 事前復興の取組について

本県においては震災発生後の迅速な都市の復興のため、平成 24 年度までに愛知県震災復興都市計画の手引き（手続き編）及び（計画編）を策定した。

その手引き（計画編）では、被災後の混乱の中でできるだけ速やかに復興計画を作成することと併せて、住民との合意形成を十分に図るという相反した命題を実務上の課題としており、さらにはその対応として事前復興計画の取組を進めておくことが重要としている。

この事前復興計画の取組は、

- ・地区課題の改善について、地域住民の方々と協働で検討を進める取組。ひいては、被災後の震災復興計画のたたき台（素案）につながっていく様々な取組。（※計画編 P11 より）

と地区の実情に応じて多種多様なものを想定しており、この取組を実施することにより、防災意識の向上や住民組織の形成、復興計画のたたき台が事前に準備されるなど被災後の復興対応力の向上が期待されるものである。また、事業機運の高まりによっては部分的にでも地区課題が解消し、まちの防災性の向上が期待されるものである。

なお、本ガイドラインにおいては、手引き（計画編）での「事前復興計画の取組」を「事前復興の取組」と表現にすることとした。

また、平成 27 年度には事前復興まちづくり模擬訓練プログラムとして、訓練の具体的な手順等をまとめたプログラムを策定した。平成 29 年度には簡略版事前復興まちづくり模擬訓練プログラムを策定した。

2. ガイドラインの位置づけ・目的

本ガイドラインは、この事前復興の取組を進める上での基本的な考え方や、実際に地域で事前復興の取組のケーススタディを行った事例とその留意点等も記載されており、今後市町村で、事前復興の取組が促進されるよう作成したものである。

事前復興の取組を実施するにあたっては、本ガイドラインに縛られることなく、地域の実情に応じて適宜改良して実施されたい。

【本県作成の手引き等】

○手引き

「愛知県震災復興都市計画の手引き（手続き編）」 H24年4月策定
【手続きの詳細マニュアル】

- ・ 県や市町村職員の詳細な行動内容や計画の策定指針

「愛知県震災復興都市計画の手引き（計画編）」 H25年3月策定
【復興計画を定めるための基準や考え方をまとめたもの】
【事前復興計画の取組の推進を促すもの】

- ・ 復興計画の策定に必要な知識や技術基準、復興計画実例、模擬策定作業資料
- ・ 事前復興計画の取組やその考え方、留意事項

○ガイドライン

「事前復興の取組に関するガイドライン」 H26年3月策定
【事前復興の取組を進める上での基本的な考え方をまとめたもの】
【地域でケーススタディを行った事例とその留意点等をまとめたもの】

- ・ 事前復興の取組の効果や体系、実施にあたっての留意点、ケーススタディ結果
- ・ 市町村で事前復興の取組が促進するよう作成

○プログラム

「事前復興まちづくり模擬訓練プログラム」 H28年3月策定
「簡略版事前復興まちづくり模擬訓練プログラム」 H30年3月策定
【訓練の具体的な手順、方法などをまとめたもの】

- ・ 市町村や住民主体で模擬訓練が実施できるよう作成
- ・ 企画・準備から当日の訓練に必要な資料
- ・ 通常版は2日間、簡略版は半日の訓練内容

(2) ガイドラインの構成

事前復興の取組は、先述のとおり多種多様なものを想定していることから、本ガイドラインでは実施にあたっての基本的な考え方やケーススタディ、参考となる取組事例等を幅広く示すことで地域の実情に応じた様々な取組や事前の検討作業等に資するものとしている。

各章の主な内容を以下に示す。

「第一章 ガイドラインの概要」では、ガイドラインを策定した目的やその構成について記載している。

「第二章 事前復興の取組を進める上での基本的な考え方」では、事前復興の取組を実際に進める上での基本的な考え方や実施にあたっての留意点、他自治体での取組事例等を記載している。

「第三章 ケーススタディ」では、事前復興の取組として、主に都市災害リスクの把握から地域との協働関係構築（きっかけづくり）までを対象として実施した内容と、実施した際の進め方や留意点等をまとめた具体事例を記載している。

「参考資料」では、第三章のケーススタディで用いたガイダンス資料などを参考添付している。

第二章

事前復興の取組を進める
上での基本的な考え方

事前復興の取組を進める上での基本的な考え方

第一章で示したとおり、都市復興の迅速化、復興計画に関する合意形成の円滑化等を図るためには、事前復興に取り組むことが有効である。

本章では、事前復興の取組を実際に進める上での基本的な考え方や実施にあたっての留意点、そして他自治体での取組事例などについて取りまとめている。

(1) 事前復興の取組の概要

1. 事前復興の取組の効果

※手引き（計画編）第二章(1)P11～抜粋引用

事前復興は、地域住民の方々と協働して取組を進めることとなるが、これを進める中で、①復興検討協議会の素地となる組織が地元で作られること、②地域の危険度の認識やその軽減のための検討が進められ、地域の将来像や対策の方向性が整理されること、③対策実施に繋がり、被害の低減が進むこと、などが期待される。

特に①の組織体制が被災する地域に整っていることは、阪神・淡路大震災での復興の実例のとおり、被災後の計画づくりや合意形成において相当プラスとなるものと考えられる。

また、②の地域の将来像や対策の方向性が、被災前に整理されていることは、震災復興都市計画の策定において、非常に役に立つものと考えられる。

そして、被災後、事前に検討されていた地域の将来像等をたたき台として、復興計画の策定を行えることは、十分な合意の形成や速やかな計画策定において大変有効である。地域を離れて避難される方もいる特殊な状況で、全くの白紙の状態から地域の合意形成を進めていくことは、東日本大震災での教訓のとおり、相当時間を要する手続きとなる。従前から地域で議論してきた将来像等を、復興都市計画における地域目標として位置付けることができるよう、被災前から時間をかけて準備しておくことが求められている。

2. 事前復興の取組の体系

事前復興の取組は、先述のとおり幅広く様々な取組であり、これらは地域住民と行政が協働して取組を進めることとなるが、その内容は主に、被災状況を想定しその情報を共有すること、被災後のまちの復興計画を描くこと、復興計画を作る手順を共有すること、地区課題解消のため部分的にでも施策を実施することなどで構成されていると考えられる。

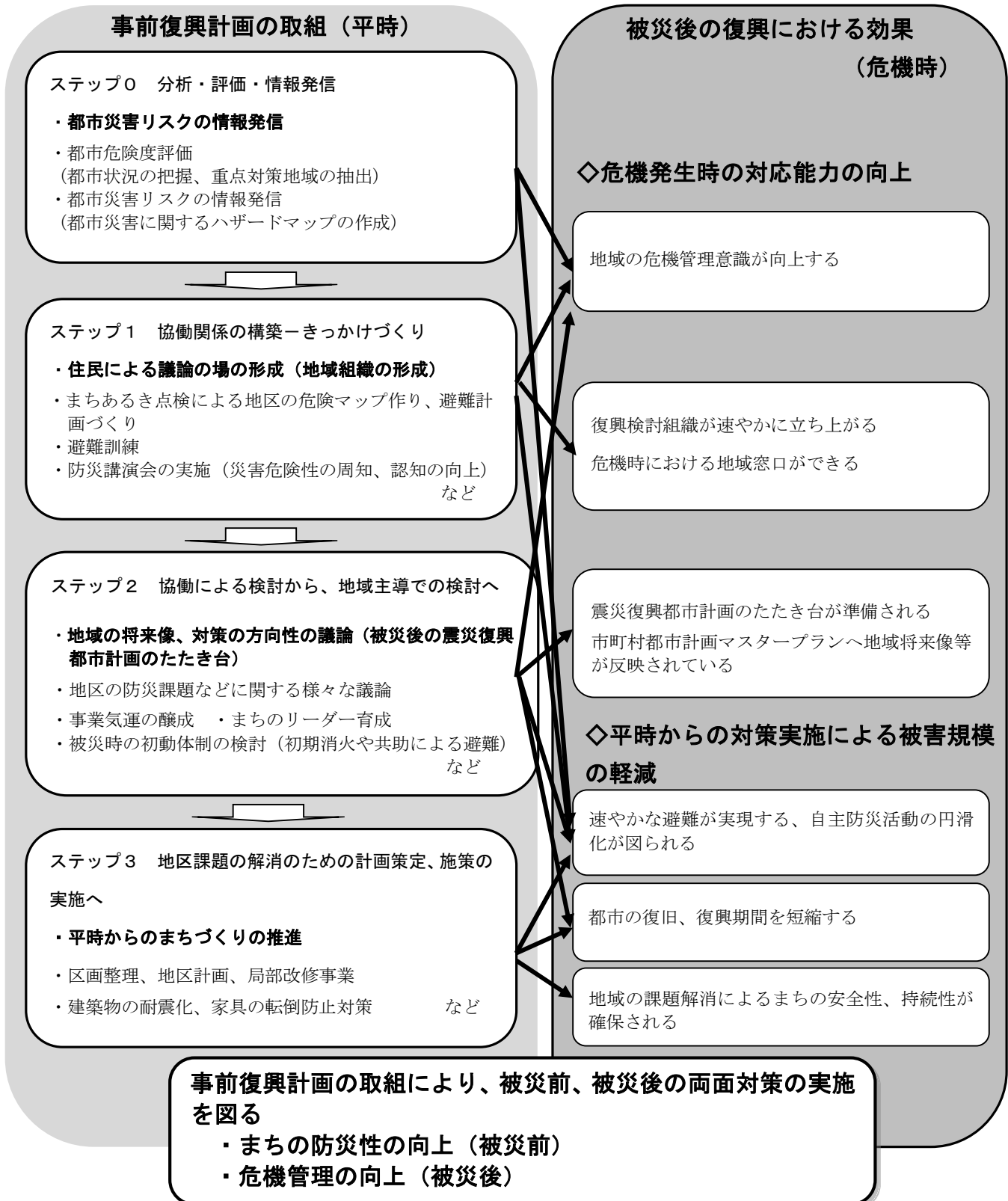
そして、この地域住民を含めた協働体制での取組においては、次ページに示す、手引き（計画編）第二章(3)の「事前復興計画の取組の体系」のとおり、地域の実情に応じてステップ0から3といった段階的な進め方を整理している。

事前復興計画の取組の体系

※手引き（計画編）第二章(3)P17 より引用

（行政と地域による協働取組から地域主導での取組へ）

地域の方々との協働関係構築から、計画づくり、事業実施に至る手法、進め方の基本を整理する。また、被災後の復興における効果との関係性を以下に示す。



以下では各ステップにおける事前復興の取組のイメージを示すため、具体的な取組事例をまとめ、その内容を記述する。

(ステップ0 分析・評価・情報発信)

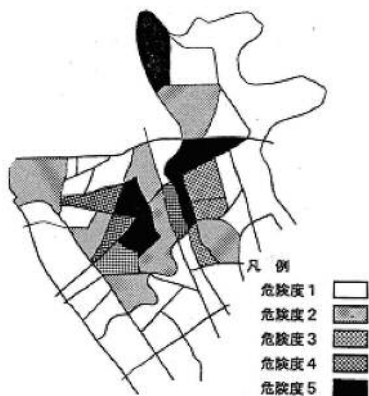
平時における取り組みの第一歩としては、都市や地域の現況を把握し、それらを住民へ情報発信することにある。

具体手法としては、危険度判定評価や延焼シミュレーション結果を用いて重点対策地域を抽出することや、ハザードマップの作成配布など、都市の被災想定などの情報を適切に住民に提供することが考えられる。

※都市危険度評価指標については、手引き（計画編）第三章(1)P37～参照

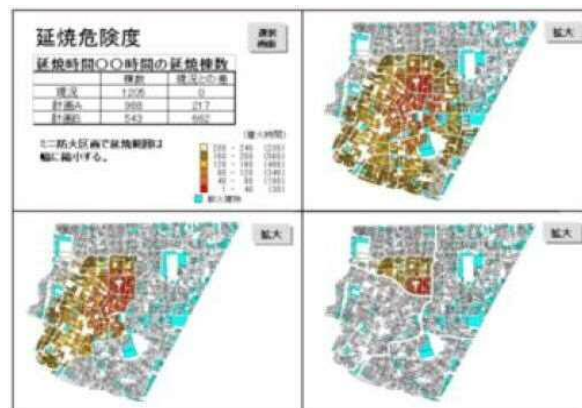
このため、実施については主に行政主体となることが多い。

事例 <災害危険度判定の例>



出典：国交省都市・地域安全課 HP⁴⁾

<延焼シミュレーションの例>



出典：都市防災推進協議会 HP⁵⁾

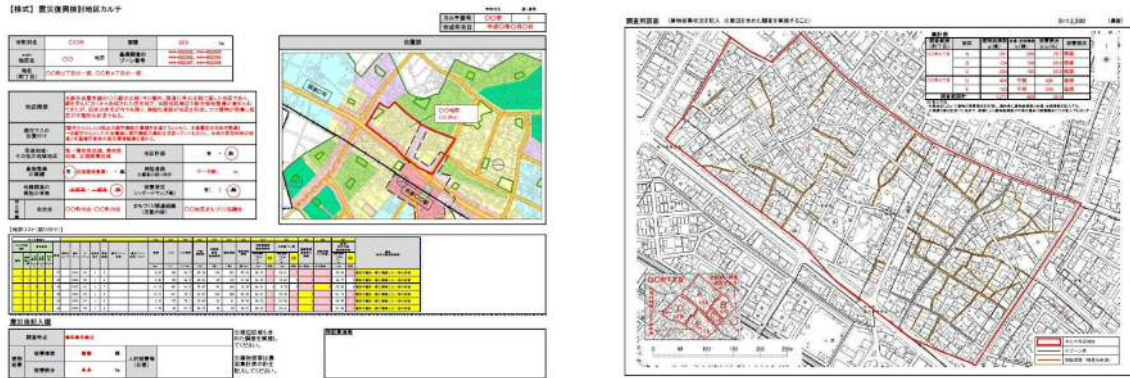
<ハザードマップの例>



田原市防災マップ

事例 震災復興検討地区カルテの作成

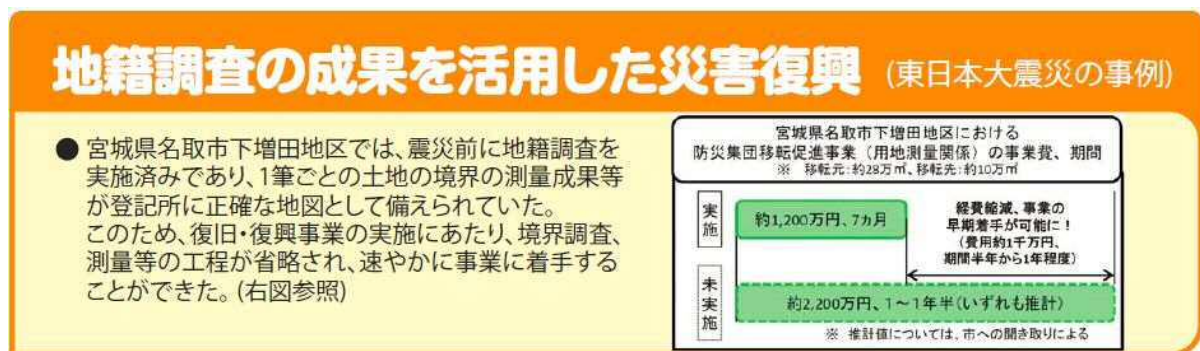
市街地の円滑な復興には、被災後の混乱の中、速やかに建築物の倒壊状況等の調査を行う必要があり、これら調査・検討を円滑に進めるには、あらかじめ震災復興都市計画の対象となり得る地区を把握し、必要な情報等について整理していくことが極めて有効である。



地区カルテの例

事例 地籍調査の実施

速やかな事業着手のためには、被害が想定される地区の官民境界等、地籍調査を先行的に実施することが望ましい。



出典：地籍調査のススメ⁶⁾

(ステップ1 協働関係の構築ーきっかけづくり)

ステップ1については、行政と地域住民との協働関係の構築を図ることにある。

具体手法としては、住民自らが行うまち歩き点検による地区の危険マップ作りや避難計画づくり、防災訓練や防災講演会の開催などで啓蒙活動を行うことで、住民の都市災害の認知向上が図られて、地域組織の形成へ繋げることができる。

このため、実施主体が行政のみでなく住民も交えた協働体制となることが多い。

事例 簡略版事前復興まちづくり模擬訓練プログラムの策定

事前復興まちづくり模擬訓練プログラム（平成28年度）の簡略版を平成29年度に策定した。

- ・市町村や住民主体による模擬訓練の実施
- ・訓練の企画と準備、訓練方法をとりとまとめたもの
- ・簡略版は半日で実施できるプログラム

簡略版 事前復興まちづくり模擬訓練プログラム (全体概要)

まずは半日、事前復興まちづくり模擬訓練をはじめよう！

ひとたび大規模震災が起こると、住民も行政も大混乱となり、まちの復興について話し合うことが難しい状況になります。日頃からの防災・減災の取組を通して、できるだけ被害を減らすとともに、仮に被災した場合でもまちをすくりに立て直せるよう、被災前から復興について考えておくことが非常に重要です。この取組の第一歩が「事前復興まちづくり模擬訓練」ですが、訓練プログラム（2日間）では、「参加者が集まらない」「準備が大変だ！」などといった際に、まずは半日の訓練から始めてみませんか？

訓練プログラム（2日間） 1日目 所要 180分				訓練プログラム（2日間） 2日目 所要 180分				
ガイダンス 30分 ○目的・進め方の確認 	まち歩き 60分 ○資料や道具の準備  ○まち歩き	まち歩きのまとめ：結果図の作成 60分 ○まち歩き結果図の作成 	発表 30分 ○情報の共有 	ガイダンス 30分 ○目的・進め方の確認 	まち歩きの発見・テーマのまとめ 60分 ○まち歩きの発見の整理、テーマの設定 	復興まちづくり提案図の作成 30分 ○提案図の作成 	発表 30分 ○情報の共有 	まとめ 30分 ○今後の取組の検討 

簡略版訓練プログラム（半日） 所要 210分					
ガイダンス 30分 ○目的・進め方の確認 	まち歩き 60分 ○資料や道具の準備  ○まち歩き	まち歩きのまとめ：結果図の作成 60分 ○まち歩き結果図の作成 	まち歩きの発見・テーマのまとめ 30分 ○まち歩きの発見の整理、テーマの設定 	発表 20分 ○情報の共有 	まとめ 10分 ○今後の取組の検討 

- 訓練プログラム（2日間）との違い
- ・時間が180分×2日間から210分×1日間で短縮されますので、地域の方々が参加しやすくなります。
 - ・訓練プログラム（2日間）の訓練内容を一部省略するため、訓練の準備の負担が軽減されます。
 - ・引き続き、訓練プログラム（2日間）の実施が可能です。
- 省略できない重要な視点
- ・地域の災害リスクを理解すること。
 - ・事前復興まちづくりの取組の重要性を理解すること。
 - ・簡略版訓練プログラム（半日）を行って終わりではなく、継続して考えていくこと、話し合っていくことが重要であることを理解すること。

事例 まち歩き点検、手作りマップ作り

住民自らが実際にまちを歩き、まちの様子を目視などで点検し、手作りマップとしてまとめるものである。

点検は以下に示す様々な観点で進められるが、点検結果をその後も活用することを念頭に適宜取捨選択する。

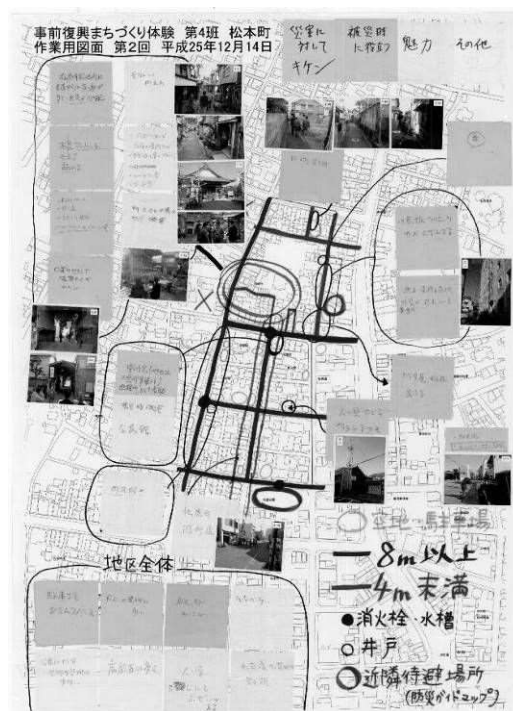
- ・地震発災時に危険と思われる箇所
- ・被災時に役立つところ、役立つもの（復興資源）
- ・まちの魅力
- ・平時その他における危険箇所（浸水ハザード、地域安全マップ等）



まち歩き



まち歩き結果図の作成



まち歩き結果図

事例 防災訓練や防災講演会等の開催

防災訓練は、県や市町村などの行政機関と自主防災会等が合同で訓練を行い、地震及び津波被害時における総合防災体制の確立や住民の防災意識の高揚を図るものである。

- ・ 防災関係機関及び地域住民への情報伝達訓練
- ・ 高台や避難所への避難訓練
- ・ シェイクアウト訓練（一斉防災訓練）
- ・ 避難所開設訓練
- ・ 東日本大震災における活動講話、高齢者等への支援講習
- ・ ボランティアセンター設置訓練 など



美浜町「平成 25 年度愛知県・美浜町津波・地震防災訓練」資料より写真引用



避難所作成

話し合う様子

ポンプ確認

愛知県生涯学習課 HP「愛知県青少年防災キャンプ事例発表会」⁷⁾より写真引用



知多市防災安全課 HP「防災関連情報全般（防災のホームページ）」⁸⁾より写真引用

(ステップ 2 協働による検討から、地域主導での検討へ)

ステップ 2 については、まちの将来像や復興対策の方向性などを住民主体で議論し、次のステップの地区課題解消のための計画策定や施策の実施に繋げていくことにある。

具体手法としては、事前復興まちづくり模擬訓練やまちのリーダー育成、被災時の初動体制の検討などである。

このため、主な実施主体は地域住民となり、行政は必要な情報や資料提供などで住民主体の活動を支援することが考えられる。

事例 事前復興まちづくり模擬訓練プログラムの策定

事前復興まちづくり模擬訓練は大規模地震による被害を想定した上で、被災後のまちづくりについて考える訓練であり、その被害を見越して事前に復興まちづくりについて考える「事前復興まちづくり模擬訓練プログラム」を平成 27 年度に策定した。

事前復興まちづくり模擬訓練プログラム (全体版)

事前復興まちづくり模擬訓練をはじめよう!

事前復興まちづくり模擬訓練は、大規模地震による被害を想定した上で、被災後のまちづくりについて考える訓練です。ひとたび大規模震災が起ると、住民も行政も大混乱となり、まちの復興について話し合うことが難しい状況になります。そのため、日頃から防災・減災の取組を通して、できるだけ被害を減らすとともに、仮に被災した場合でもまちをすくを立て直せるよう、被災前から復興について考えておくことが非常に重要です。

事前復興まちづくりとは?

「想定される震災が起こる前に、その被害を見越して事前に復興まちづくりについて考えること、また被災前にできることはやっておくこと」をいいます。

どんな意味があるの?

阪神・淡路大震災の復興事業では・・・

被災して個人も地域社会も大きな傷手を負った状況では、復興に向けた話し合いや具体的な活動はなかなか進みませんでした。

それでも順調に復興できたところは、震災前にまちづくり活動を積み重ね、その経験（地域のつながりや話し合いの場）を活かして復興に取り組むことができた地区でした。



つまり・・・

被災前からまちづくりに取り組むことは、被災後の困難を乗り切り、復興を速げるための助けになります。

事前復興まちづくりには、こんな効果があります!

- 被災前には、
- ・地域のつながりが強化され、また、まちづくりの意欲を高めます。
 - ・まちの防災上の課題の解消につながります。
- 被災後の復興時には、
- ・すぐに復興に向けた地域の体制を整えられるようになります。
 - ・復興に向けた地域での話し合いを円滑にします。

「事前復興まちづくり模擬訓練」はこのような取組の第一歩!

(難しく考えず、地域清掃や防災訓練など、身近な地域で行う取組の一環として実施してみてください。)

訓練の内容と進め方 (訓練1、訓練2の計2回実施)

訓練の企画と準備

地域で準備をします。必要な場合、市町村職員などにアドバイスをもらいます。

- 訓練実施区域の設定と災害リスク等の情報収集
- 訓練1(まち歩き)の資料・道具を準備
- 日時・会場の設定と参加者の募集
- 訓練2(復興まちづくり提案)の資料・道具を準備

所要
3時間

訓練1 (まち歩き)

災害リスクを知り、まちの課題や魅力を確認します。

- 地区の災害リスク、訓練の目的・進め方を「A」で学ぶ
- 被災後のまちをイメージしながら、現に分かれて歩いてまちを探検
- まち歩きの発見(危険な所、被災時に役立つ所、まちの魅力等)を地図にまとめ、発表して全員で共有

●作成するもの (まち歩き観察票)

その他の発見 被災後も人目に残したいもの(魅力)



被災時に役立つ所 大規模や多発発生時に危険な所

所要
3時間

訓練2 (復興まちづくり提案)

被災したまちを想定し、被災後のまちづくりについて考えてみます。

- 訓練の目的・進め方、復興まちづくりの事例等をガイダンスで学ぶ
- まち歩き結果と想定した被害状況を踏まえ、雨ごとに被災後のまちづくりを提案(提案内容を地図にまとめる)
- それぞれの案が提案を発表し、参加者全員で共有

●作成するもの (復興まちづくり提案票)



地域内での活用案 課題の改善案

訓練の後も、継続的な取組が重要です。

事例 事前復興まちづくり模擬訓練の実施

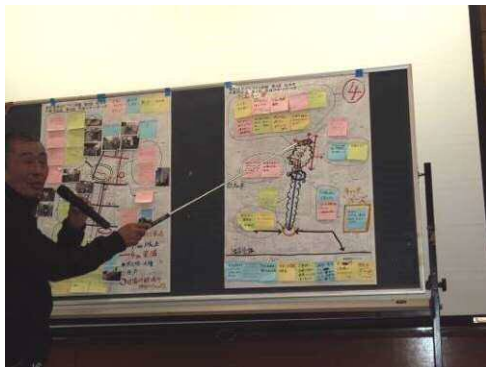
(住民による復興まちづくりの事前検討)

地元役員や消防団ほか地域住民が、事前に作成したまち歩き結果や訓練用被害想定などを元に地区の防災課題の対策などに関する様々な議論を行うものである。

議論の結果は、復興まちづくりの提案図としてまとめるが、住民の防災意識の高まりによっては地元役員のみでなく幅広い年齢層や職種にわたり参加を促すことで、より住民意見の反映された精度の高い復興まちづくりの提案となり、被災時には復興計画などのたたき台としての活用が期待されるものとなる。



まちの課題のグループ討論



討論結果発表（復興まちづくりの提案）



復興まちづくり提案図の例（岡崎市広幡地区）

(訓練成果アーカイブス)

訓練参加者に加え、訓練未参加の地域住民と訓練成果を共有するためのニュース発行や記録映像づくり、報告会などを行う。

アーカイブスとしては、各回の訓練ニュース、訓練当日の資料、編集した記録映像などがある。

市古太郎(2009)「7章 震災復興まちづくり模擬訓練」『復興まちづくり (大震災に備えるシリーズⅡ)』P254, 日本建築学会叢書⁹⁾

まちづくりかわら版
～事前復興まちづくり編～
岡崎市 広幡地区
Vol.1
平成26年3月
発行:岡崎市 都市計画課

「事前復興まちづくり」って何?

東日本大震災を受けて、南海トラフ巨大地震などの、いつ起こるか分からない大規模災害に備えた取組みを、日頃から進めることが大切になってきています。
ひとたび大地震が起こると、住民も市も大混乱となり、まちの復興について話し合うことが難しい状況になります。そのため、防災訓練の実施などはもちろんですが、まちの復興についても、あらかじめ対応を考えておくことが重要です。

当日	ガイダンス資料より	「事前復興まちづくり体験の目的と効果」
東日本大震災を受けて、地震は、いつ起こるか分からない。自然災害には上限がなく被害も最大。まちづくりも、日ごろからできる取り組みを繰り返す必要がある。	事前復興まちづくり体験とは、自分たちの住む町の災害リスクを知って、あらかじめ被災後のまちづくりを考える。	事前復興まちづくり(課題の解消)が進み防災性が向上 事後 まちづくりの課題がより明確になり立ち上がり、復興計画のたまたまが準備される

日ごろからまちづくりについて考え、地域の危険性(災害リスク)を知って、被災に備えておくことや、あらかじめ被災後のまちづくりを考えておくこと、また、ただ備えるだけでなく、できることは取り繕っておく。このような取り組みを「事前復興まちづくり」と呼んでいます。

事前復興まちづくり体験を開催しました

木造住宅や細い道路が多い岡崎市広幡地区で、地域にお住いの代表の方々に参加していただき、「事前復興まちづくり」の検討を行いました。
このような取り組みは、県内で初めてとなります。

第1回	平成25年11月24日(日)	PM1:00～3:30
「まち歩き」		
第2回	平成25年12月14日(土)	PM1:00～3:30
「復興まちづくりの提案」		

対象地区 元能見北、元能見中、元能見南、福寿、松本の5町内会 (右図参照)

参加者 町役員・年行事・子供会役員・消防団員など各町内会で5～8名程度 & 市議員・県議員・コンサルタント

会場 広幡学区市民ホーム

対象地区

訓練ニュースの例

岡崎市広幡地区「まちづくりかわら版」¹⁰⁾

事例 まちのリーダー育成

住民主体のまちづくりを進める上で、活動方針の検討や参加者の意思統一を図るためにワークショップ手法が用いられることが少なくない。

そして、参加者同士の具体的な案を取りまとめ集約するためには、ワークショップの企画運営技法、住民参加の話し合いから案をまとめる技法などを修得したまちづくりのリーダーが必要不可欠となる。

自治体や商工会議所などが育成事業を行っているため、これらも活用しながら次世代のまちのリーダーの育成を行う。

事例 各種団体、コンサルタントにおける復興事前準備の取組

各種団体、コンサルタントは、市町村への復興事前準備の取組を働きかける主体、復興まちづくりの経験、知見を有する専門家、市町村や住民と協働で復興事前準備に取り組む主体としての役割を担う。

復興事前準備を考える上では、過去の災害からの復興まちづくりの経験を踏まえることが必要であり、各種団体、コンサルタントは、東日本大震災等の大規模災害からの復興まちづくりに国・関係機関・地方公共団体からの受託業務として携わり、多くの経験をし、知見を得ている。

各種団体、コンサルタントが市町村の復興事前準備の取組の促進に関わるのが重要である。

各種団体、コンサルタントにおける復興事前準備の取組例として、以下の事項が挙げられる。

- ・市町村での復興体制、復興手順、事前復興計画等の作成支援
- ・復興事前準備をテーマとした講習会やシンポジウムの開催
- ・復興まちづくりの経験を市町村に話す、勉強会や意見交換会の開催
- ・都道府県、市町村と各種団体での復興事前準備から被災後の復興まちづくりを含めた協定の締結
- ・まちづくり専門家の派遣制度の確立

出典：復興まちづくりのための事前準備ガイドライン¹¹⁾

※「復興事前準備」・・・平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興に資するソフト的対策を事前に準備しておくこと。

※「事前復興」・・・「復興事前準備」の取組に加えて、被災後の復興事業の困難さを考え、事前に復興まちづくりを実現し、災害に強いまちにしておくこと。

事例 被災時の初動体制の検討

(災害時要援護者支援)

- ・ 支援制度の周知、避難誘導訓練の実施



岡崎市(2010)「災害時要援護者支援制度「犠牲者ゼロ」は地域力から」P6 ¹²⁾

- ・ 災害時要援護者登録名簿の作成 (高齢者、障害者、外国人など)

図3 避難支援プラン・個別計画記載例 (表)

平成 年 月 日

情報共有についての同意

〇〇市長殿
 私は、災害時要援護者登録制度の趣旨に賛同し、同制度に登録することを希望します。また、私が届け出た下記個人情報(住所)を市が自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会、在宅介護支援センター、消防署、警察署に提出することを承諾します。

自治 区名	民生 委員	TEL FAX	
災害時要援護者 <高齢要介護者・一人暮らし高齢者・障害者・その他()>			
住所		TEL FAX	インターネット(電子メール、携帯メール等)も含めた情報伝達手段
氏名	(男・女)	生年 月日	
緊急時の家族等の連絡先			
氏名	続柄()	住所	
氏名	続柄()	住所	TEL
家族構成・同居状況等		居住建物の構造	木造二階建て、昭和〇年着工
妻と二人の老夫婦世帯。長男・次女はいずれも結婚して県外に居住…。		普段いる部屋	木造、鉄骨造、耐火造、着工時期等
特記事項 要介護度4で一人では歩行が困難。人工透析を受けている。聴覚障害もあり、手話通訳が必要		寝室の位置	
緊急通報システム (あり・なし)		肢体不自由の状況、認知症の有無、必要な支援内容等。特段の必要がなければ、プライバシーに配慮し、病名等を記入する必要はない。	
避難支援者			
氏名	続柄()	住所	
氏名	続柄()	住所	

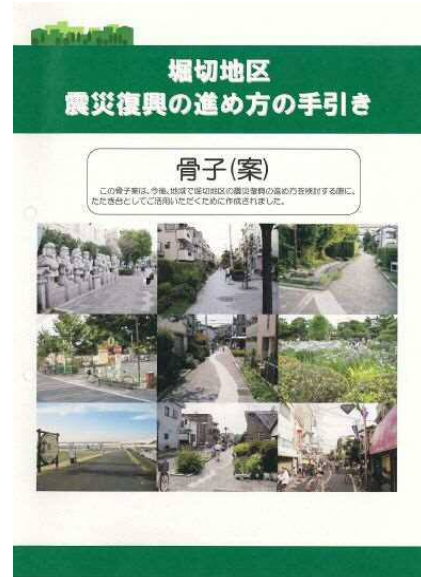
内閣府ほか(2005)「災害時要援護者の避難支援が「トライン」」P10 ¹³⁾

(震災復興の進め方の手引き作成)

地域で、どのような手順で復興に取り組んでいくかをまとめ、関係者(住民や行政等)が情報共有することで、被災時に備えるもの。

葛飾区堀切地区事例¹⁴⁾

12) 堀切地区まちづくり懇談会地域防災部会(2009)
『堀切地区 震災復興の進め方の手引き 骨子(案)』



4. 堀切地区の震災復興の手順(案)

堀切地区の震災復興は、原則として以下の手順を進めます。日頃から地域で活動する組織等が中心になって準備連絡会を設置し、広く呼びかけて協議会を設立します。

堀切地区の復興の流れ

【ステップ1】

まちの被害を調べて、**堀切地区センター**でまとめます

- 町会自治会の防災組織を中心に、震災後数日以内に、町内の被害概況を調べて、地区災害拠点(堀切地区センター)に報告します。

【報告内容】

- ・ 焼失した区域
- ・ 全半壊建物の多い街区(概ね半分以上)

【ステップ2】

復興準備連絡会を立ち上げ、**委員を募集し、震災復興協議会**を発足します

- 復興が必要な場合、堀切地区連合町会長や地域防災部長は、町会の要請や被災者等の申し出などをふまえ、堀切の関連組織【表1】等に呼びかけ、「堀切地区復興準備連絡会」を開催します。
- 準備連絡会には、各組織から1~数名が出席し、協議会設立を協議します。また、区議員の参加を求めることができます。

【表1】準備連絡会の呼びかけを行う組織

- ・ 町会自治会
- ・ 同防災組織メンバー
- ・ 商店会
- ・ 民生委員
- ・ 上記の他、堀切地区で活動する団体個人で町会長が推薦するもの

- 準備連絡会は、協議会の規約案を用意し、回覧、ニュース配布、避難所での案内等によって協議会委員を募集します。
- 区外の被災者・権利者については区を通じて連絡します。
- 参加委員により、設立準備会を開催し、規約・役員、復興区域等を定め、協議会を発足します。
- 区に地域復興組織認定申請を行います。

右上の【ステップ3】に続く

【ステップ3】

震災復興協議会の活動体制を整えます。

- 【事務局】 当前、堀切地区センターに設置します。
- 【構成】 役員その他、総務部、広報部、都市住宅部、葛飾市南地生活復興支援部、商業地域活性化部、などを設置します。
- 【葛飾区への協力を要請する事項】
 - 「復興に関する相談窓口」の開設
 - 復興を支援する「専門家の派遣」(区と一緒に人選)
 - 必要に応じて、復興に関する助明会や部会の設置(町会別・街区別・事業別・課題別など)

●堀切地区の「震災復興計画づくり」を進めます

- 協議会は、区に「復興まちづくり方針案」の策定及び区民や被災者への説明会開催を求めることができます。
- 協議会は、区の方針案を受けるなどして、「堀切地区に関する復興まちづくりに関する提案」を行います。
- 協議会は、復興に関わる地域活動等を計画することができます。その場合、区に活動の支援を要請することができます。

●「時限的市街地」の建設を検討し、運営を支援します

- 協議会は、必要な仮設住宅や共同施設等による「時限的市街地」を堀切地区に建設することを区に提案できます。
- 時限的市街地の建設候補地は【表2】のとおりとします。不足する場合、土地所有者の協力を求めるなど確保に動きます。
- 協議会は、時限的市街地への入居について、担当部を設け、区と協力して支援活動を行います。

【表2】堀切地区の時限的市街地の候補地(案)

<p>《第1順位》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旧小谷専小学校 ・ ウエルビア ・ 二丁目防災広場 ・ 四丁目防災広場 	<p>《第2順位》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前設定してある民間空地(駐車場等) ・ 上記以外の公園 	<p>《第3順位》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 首都高速道路高架下 ・ 駅前広場等の未利用地 ・ 上記の地、協議会が推薦する土地
--	---	--

●復興に関する広報・相談、被災者支援、地域づくり活動を進めます

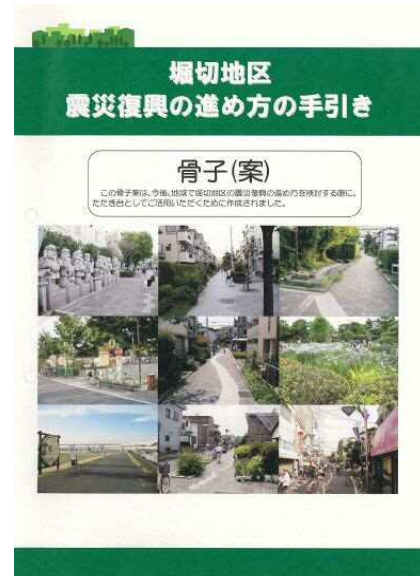
- 広報部が、広報紙の配布等、広報活動を行います。
- 被災者等の要望をとりまとめ、区などに働きかけます。
- 区を通じて専門家等の派遣を要請し、相談や案内会を開催します。
- その他、地域を元気づけるイベントやネットワークづくりを行います。

(震災復興協議会の設立案の作成)

被災時に地域が主導して立ち上げる震災復興協議会の、設立に至るまでの基本的な手順や注意事項を定めたもの。

葛飾区堀切地区事例¹⁴⁾

12) 堀切地区まちづくり懇談会地域防災部会(2009)
『堀切地区 震災復興の進め方の手引き 骨子(案)』



3. 震災復興協議会について

■ (仮)堀切地区震災復興協議会の役割

震災復興協議会は、堀切地区の住民や被災者の総意をふまえて、葛飾区と協働・連携して様々な分野の復興を進めます。

主な仕事は、次のとおりです。

- ① 堀切地区の復興まちづくりに関する、調査・研究、合意形成、提案活動、及び事業箇所の復興への支援
- ② 地区内の時限的市街地に関する建設の促進、入居者等への支援
- ③ 内外の被災者等への広報、相談、見守りなど情報提供その他支援

■ (仮)堀切地区震災復興協議会の組織

会の組織構成は、原則として以下のように想定します。

- ① 会長(1名)
- ② 副会長(若干名)
会長を補佐します。中から会長代行1名を定めることもできます。
- ③ 部会(町会別・街区別・事業別・課題別など、必要に応じて)
被害状況や復興の課題、復興事業の内容などに応じて、部会を設けて活動を進めます。部長は原則として協議会正副会長があたります。
例) 広報部会、高齢者生活支援部会、〇〇地区□□事業部会
- ④ 運営委員会
参加者が多数の場合、運営委員会を設けることができます。

(ステップ3 地区課題解消のための計画策定、平時からのまちづくり)

ステップ3については、ステップ2の地域主導で行われた様々な検討が、具体的な地区課題解消のための計画策定や施策の実施につながる段階であり、例えば、市町村都市計画マスタープラン、地域防災計画、防災都市づくり計画への位置付けや具体的に土地地区画整理事業等が実施され、まちの安全性、持続性が確保されたり、復興計画の手順マニュアルが策定され、まちの危機管理が向上することとなる。

また、住民個人の対策としては、建物の耐震化や家具の転倒防止対策なども少しずつでも進むこととなる。

事例 既存計画への位置づけ

(都市計画マスタープランへの位置づけ)

3-11 震災復興まちづくりの方針

テーマ

区民の日常生活の迅速な回復と、被災前よりも災害に強く、快適な環境で持続可能なまちづくり

1 震災復興まちづくりの基本的考え方

現在、首都圏では、今後30年以内にマグニチュード7クラスの直下型地震が発生する確率が極めて高いと指摘されています。このため、震災発生時の応急対策や直後の復旧対策はもとより、中長期的な復興についても事前に準備しておくことが重要です。

本区では、震災予防対策として安全まちづくりを著実に進める一方で、大規模な地震が発生し、甚大な被害が生じた場合への対応として、区民と協働で市街地の復興を進める地域協働復興の理念のもとに、都市の復興、住宅の復興に関する葛飾区震災復興マニュアル(都市・住宅編)¹⁵⁾を平成21年6月に策定しています。

震災復興マニュアルでは、震災復興にあたっての実施責任担当課、行動のプロセスや具体的な手順、事前準備や検討課題などを記載しています。被災した場合には、同マニュアルに基づき、被災者の早期の生活再建と区民主体の都市復興を進めるため、限定的市街地を建設・運営しながら、被災前の居住者などとともに、より安全で住みよいまちへの再建を目指した復興まちづくりに取り組みます。

2 震災復興まちづくりの方針

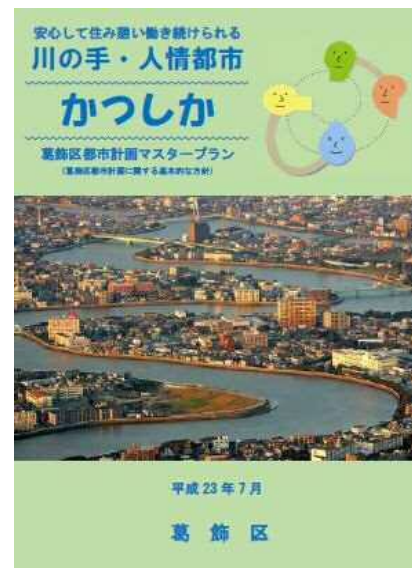
震災に見舞われた場合、より安全で住みよいまちを再生し、いち早く、区民の日常生活を取り戻すことが重要です。

大規模な震災があった場合は、速やかに被害の概況を把握し、大きな被害があり、震災復興が必要と判断した場合は、「震災復興本部」を設置し、復興基本方針の策定に着手します。

被害の大きな地域においては、復興基本方針に基づき、区民との協働で、復興後のまちの姿や事業手法を検討しながら、復興計画を策定し、復興まちづくりを進めます。

(1) 復興計画の策定

- 復興計画の策定にあたっては、単に被災前の状態に戻すのではなく、これまでよりも災害に強く、快適で持続可能なまちを実現するため、本マスタープランで位置付けた「川の手・人情都市かつしかを形成する方針」、「都市構造(分節型・多核連携型)整備の方針」を基本としたまちづくりを進めます。
- 被災の状況と地域の基盤施設整備の状況に応じて、都市全体のネットワークの充実を図るため未整備の都市計画道路¹⁶⁾や構想路線、駅前広場、公園等都市基

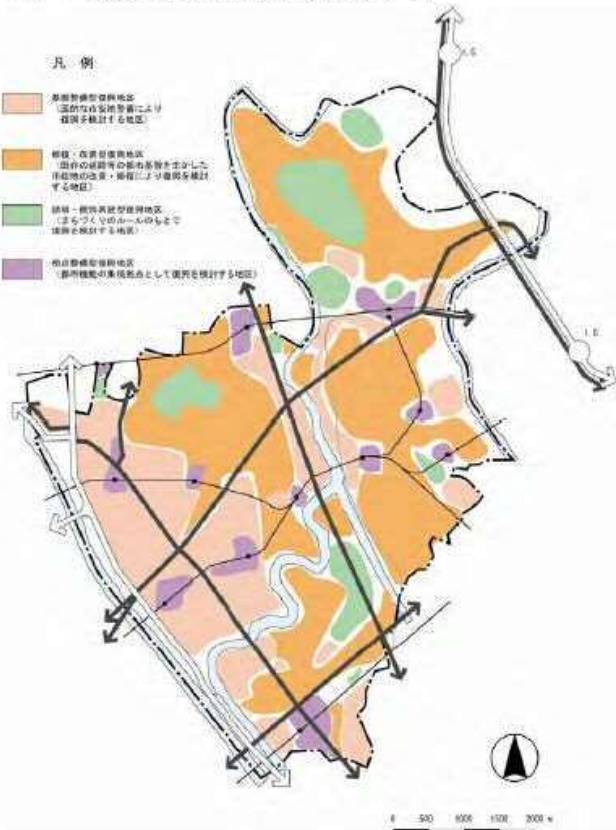


葛飾区(2011) 『葛飾区都市計画マスタープラン』P86-93¹⁵⁾

図 3-13 震災復興まちづくりの目標イメージ



図 3-14 震災復興まちづくりの方針図（事業手法のイメージ）



葛飾区(2011) 『葛飾区都市計画マスタープラン』P86-93¹⁵⁾

事例 被災時の初動体制の検討

(地域防災計画への位置づけ)

地域防災計画に、国土交通省防災業務計画等を参考にして、復興事前準備の取組を位置付ける。

地域防災計画に位置付ける復興事前準備の取組項目は、「復興体制」、「復興手順」と「復興訓練」があり、その内容を理解する。

地域防災計画に「復興体制」、「復興手順」と「復興訓練」を位置づける。

出典：復興まちづくりのための事前準備ガイドライン¹¹⁾

地域・自治体防災計画
第4編 災害復旧・復興/第4章 震災復興都市計画の手続き

第4章 震災復興都市計画の手続き

■ 基本方針

○ 県及び市町村は、地震の発生により都市圏が顕著な市街地が被災した場合などに、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づき建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進める。(「手続きの総論」(「愛知県震災復興都市計画の手引き」)を参照する。)

■ 主な権限の措置

区分	機関名	主な権限
第1節 第一次建築制限	市町村	1(1) 市街地の被災状況把握 1(2) 建築基準法第84条の区域(家)の作成及び県への申出 1(3) 市町村都市復興基本方針の策定と公表
	県	2(1) 市街地の被災状況把握 2(2) 建築基準法第84条の区域の指定及び市町村への通知 2(3) 県都市復興基本方針の策定と公表
第2節 第二次建築制限	県	1 県都市復興基本計画(骨子案)の策定と公表
	市町村	1 市町村都市復興基本計画(骨子案)の策定と公表 2 被災市街地復興推進地域の都市計画決定
復興都市計画専門の都市計画決定	県	1 県都市復興基本計画の策定と公表
	市町村	1 市町村都市復興基本計画の策定と公表 2 復興都市計画専門の都市計画決定

第1節 第一次建築制限

1 市町村における措置

(1) 市街地の被災状況を把握する。
(2) 被災状況を踏まえ、建築基準法第84条の区域の家を作成し、発災後10日以内に、県(建築指導課)に申出を行う。
県以外の特定行政庁は、第一次建築制限の取組にあたり、県と連絡・調整等を行った上で、区域の指定を行う。(特定行政庁：名古屋市長、豊橋市長、岡崎市、豊田市、一宮市及び春日井市)
(3) 市町村は、発災後14日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興に当たっての大きな方向性を示した基本方針を策定する。

2 県(建設部)における措置

(1) 市街地の被災状況を把握する。
(2) 県は、都市計画関係各課で構成する「県震災復興連絡会」を組織し、関係市町村から申出のあった案について調整を行い、関係法令等に適合するものについては、発災後14日を日限に建築基準法第84条に基づく建築制限区域として指定し、市町村に通知する。
(3) 県は、発災後14日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興に当たっての大きな方向性を示した基本方針を策定する。

地域・自治体防災計画
第4編 災害復旧・復興/第4章 震災復興都市計画の手続き

3 指定基準

次の各号に該当する市街地について必要と認めるときは、特定行政庁は、建築基準法第84条の区域(災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内における建築物の修繕を制限し、又は禁止することができる。更に一月を超えない範囲内において、期間を延長することができる。)を定める。
(1) 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築物が被災したこと。
(2) 公共の用に供する施設の整備状況、土地利用の動向等からみて不具合な街区の環境が形成されるおそれがあること。
(3) 当該区域の緊急かつ総合的な復興を図るため、土地収用整備事業、市街地再開発事業その他建築費若しくは修繕費の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

第2節 第二次建築制限

1 都市復興基本計画(骨子案)の策定と公表

県及び市町村は、基本方針を踏まえた上で発災後2ヶ月以内に、都市復興の骨格部分の考え方を示した基本計画(骨子案)を策定する。県都市復興基本計画(骨子案)は、市町村都市復興基本計画(骨子案)に先立ち、策定と公表をする。
基本計画(骨子案)は、発災後2ヶ月で地域住民と行線の都市復興に関する合意形成を推進させ、後の都市計画事業決定の基礎となる。被災地の迅速な復興を推進するために策定する。

2 被災市街地復興推進地域の都市計画決定

建築基準法第84条の区域指定の後、市町村は被災市街地復興特別措置法(平成27年法律第14号)第5条1項の規定による被災市街地復興推進地域を、都市計画に定める。
復興推進地域が決定されると、無秩序な建築等による防災上及び環境上、不具合な市街地の再生を防止するため、一定期間(災害の発生した日から発災2年以内の日まで)、建築行為等の制限が行われる。

第3節 復興都市計画専門の都市計画決定

1 都市復興基本計画の策定と公表

県及び市町村は、復興都市計画専門の都市計画決定に先立ち、都市復興基本計画(都市復興マスタープラン)を策定・公表する。
市町村は都市復興基本計画(骨子案)の内容を基本として、各地区の復興都市計画専門の検討状況、先進スケジュール等を反映して都市復興基本計画を策定する。
策定に当たっては、復興に関する市町村基本方針、都市計画マスタープラン、総合計画等を踏まえるものとする。

2 復興都市計画専門の都市計画決定

市町村は、被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画専門の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講ずる業務が概して行われる。その計画決定にあたっては、被災者の生活再建に十分配慮し、できるだけ速やか(被災後6ヶ月を目途)に行うこととする。

出典：愛知県地域防災計画¹⁶⁾

(都市計画審議会での事前説明)

震災復興都市計画の手続きについて、被災後の混乱の中で、緊急かつ円滑に震災復興都市計画を進めていくためには、事前に県や各市町村の都市計画審議会です手続きを説明しておくことも重要である。

(2) 実施にあたっての留意点

※手引き（計画編）第二章より一部引用

事前復興の取組の実施にあたっては、以下に示す主な留意点を踏まえて、先述の事例として示された各種の取組等を部分的に始めたり連携して考え、組み合わせや積み重ねなど、地域に合った進め方を検討して実施されたい。

なお、本県における事前復興の取組は現在試行段階にあるため、どのような地域にどのような実施手法を当てはめていくのか、といった手法の類型化や汎用性の問題については、今後各自治体での取組の実施状況を踏まえ、逐次検討を進めていく必要があると考えている。

1. 地域の災害リスク情報の発信

事前復興の取組を進める際においては、はじめに現時点での対象地域の災害環境の把握や分析を行い、起こりうる被災状況の様相（イメージ）を把握し、これらの災害リスクの情報を発信していくこととなる。一方、地域住民としては、自分達の住む地域がどのような危険性を持っているかが知りたい情報である。そのため提供する情報は建物倒壊や延焼など地域の具体的な危険性が示されたものとなるが、行政職員はできる限り分かりやすい情報発信に努める必要がある。

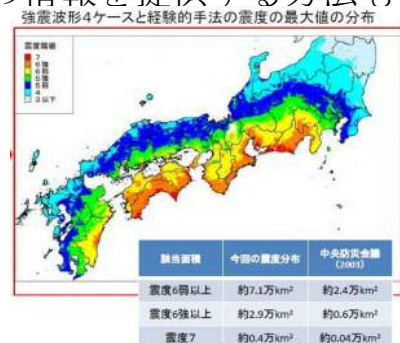
このように地域住民が都市災害リスクを十分に認識した上で、身近な問題として捉えてもらうことが、次のステップに繋がって行くことになる。

なお都市災害リスクの情報としては、これまでの都市計画基礎調査結果から算出される地域の延焼危険度等の情報や延焼シミュレーションにより推定される方法などがある。

※手引き（計画編）第三章参照

また、東日本大震災後、国を始め愛知県や各市町村において被害想定の見直しが進んでおり、南海トラフ巨大地震に対しての被害予測調査も進められているため、これらを元に災害リスクの情報を提供する方法も考えられる。

これらと併せて住民自らがまち歩き点検や手作りマップ作りを行うことも地域の危機管理意識を向上させる上で有効である。



内閣府発表の被害想定¹⁷⁾

2. 協働による検討から、地域主導での検討へ

事前復興の取組は、住民主体、地域主導で実施して行くことが望ましく、そのためには被災前の日頃から、地域住民への情報発信から、協働関係の構築、そして地域主導の取組へとステップアップし、地域全体での防災意識の向上を図っていくことが必要となる。

地域住民と行政との協働関係を構築するためには、区長や町内会長など地元の役員や、既存のまちづくり組織、又は防災の観点から自主防災組織、消防団などに呼び掛けて始めることも良い。

地元の大学などと連携して始めたり、オブザーバーとして、有識者・専門家の参加も考えられる。

また、地域住民と復興について話し合いを行う場合は、まちの魅力(社寺や祭りなど)も再発見し復興にどう活かすか検討するなど、地域のまちづくりと合わせて行うことも有効である。



住民と行政のワークショップ¹⁶⁾



自主防災会¹⁵⁾



地域のお祭り

県防災局 HP「愛知の自主防災会」より写真引用¹⁸⁾

(出典 日本建築学会.” 第 2 章 被害からの復興と専門家の支援” 復興まちづくり, H21 年 12 月, p69¹⁹⁾)

「兵庫区松本地区では復興区画整理事業で「せせらぎ」をつくったが、これは維持管理などたいへん面倒な施設である。

(中略)

松本地区まちづくり協議会会長が言うには「このせせらぎがごみだらけになったときがこのまちの終わりやぞ。ここが放ったらかしになったらまた災害にあって死んでしまうぞ。ここがちゃんと手入れされているうちは大丈夫だ」と。確かにそうで、ここで顔を合わせて何かをなるといふ時間が月に二時間でもあることがいざというときは非常に重要で、それが地域防災の基本なのだという事を協議会の会長は言っているわけである。

(中略)

水があることで災害後には大いに役に立つとは思いますが、それ以上に組織的・定常的にみんなが集まるための装置が用意されていることが、協議会を続けていくうえで非常に重要である。

3. 被災直後からの様々なプロセスを踏まえた取組の検討

まちの復興は必ずしも被災直後から始まるわけではなく、現実には被災者の救助や避難所生活などに始まり、その後応急仮設住宅への入居^{※1}などで生活再建を図りながら、復興まちづくりの検討を進めていくというプロセスを経ることが多いと考えられる。

このため、被災直後からの一連のプロセスや関連分野との課題などを踏まえ、事前復興の取組を検討する必要がある。

(例)・避難所の開設・運営

- ・ 応急仮設住宅での自治会運営やボランティア活動、既存コミュニティの存続^{※2}
- ・ 応急仮設住宅や災害公営住宅の建設や運営
- ・ 防災ボランティアコーディネーターの養成
- ・ 住宅再建支援、被災者生活再建支援 など

特に被災後の具体的な復興計画の策定段階においては、地域住民と行政の協働体制での検討が不可欠であるため、その進め方の手順や体制などについても事前に関係者間で共有しておくこと、より円滑に復興が進められることとなる。

また、事前復興の取組は被災後の迅速な都市復興だけでなく、被災前に部分的にでも地区課題の解消が進み被害規模が軽減することも期待できるため、この効果も狙った上で取組手法を検討することも考えられる。



※1 事前復興の取組は後述 4 のとおり密集市街地などが想定されている。このような地区は再度被災防止のため建築制限を行い、不良街区の再生（家屋のバラ建ち）を防ぎつつ迅速な復興を目指すことが考えられる。

したがって建築制限の期間中においては、地区住民は応急仮設住宅などで生活再建を図りながら、復興まちづくりの検討を進めることとなる。

※2 阪神・淡路大震災では災害公営住宅の入居の際に、仮設住宅の高齢者を優先することとしたが、既存のコミュニティについては分断される結果も生じた。これらは対策もとられたものの、結果として入居者構成については高齢者が集中することとなり、併せて孤立化や孤独死が相次ぐこととなった。復興後においても、コミュニティの維持・促進が課題となっている。

(出典 読売新聞「企画・連載 復興を問う 災害公営住宅 上」2012年7月24日)
一部抜粋

阪神大震災の被災者たちが暮らす兵庫県の復興住宅では、**65歳以上の割合を示す高齢化率が47・4%（昨年3月時点）**で、2人に1人が高齢者という状況が続いている。同県住宅管理課によると、一般の県営住宅では25・0%。**復興住宅が倍近いのは、入居時に高齢者を優先したのが一番の理由だ。**

「その結果、見知らぬ人が隣同士になり、孤独死などの問題も起きた」と同課の担当者。「コミュニティごとに入居してもらい、顔見知り同士と一緒に住むのがいい」とも語った。

◇孤立化防止のために 平山洋介・神戸大教授

被災地の住宅問題に詳しく、釜石市の検討会にオブザーバーとして参加している神戸大の平山洋介教授（住宅政策）に、復興住宅を巡る地域性の重要性を聞いた。

「阪神大震災では地域性を全く考えず、被災者の中から高齢者や障害者をまず抽出し、その人たちで希望する住宅を抽選する形だった。その結果、**両隣の住民が誰なのかを互いに知らない状況となり、孤独死などの問題が起きた**」（中略）

「住民の孤立化を防ぎ、今後のまちづくりを進めるためにも、地域性を維持することは重要だ」

「仮設住宅ではボランティアやNPO関係者が巡回し、入居者と頻繁に顔を合わせるができるが、各部屋が鉄の扉で閉ざされた復興住宅では、**お年寄りら災害弱者を見守り、サポートする仕組み作りが大切だ**」

※3 本稿関連分野については下記に詳しい。

愛知県防災局(2006)『愛知県避難所運営マニュアル（平成18年12月改訂）』²⁰⁾

愛知県建設部(2011)『応急仮設住宅建設・管理マニュアル』²¹⁾

愛知県防災局「愛知県被災者生活支援情報ハンドブック」²²⁾

http://www.pref.aichi.jp/bousai/zisin_saigai/index.html（2014年2月26日）

4. 実施地区について

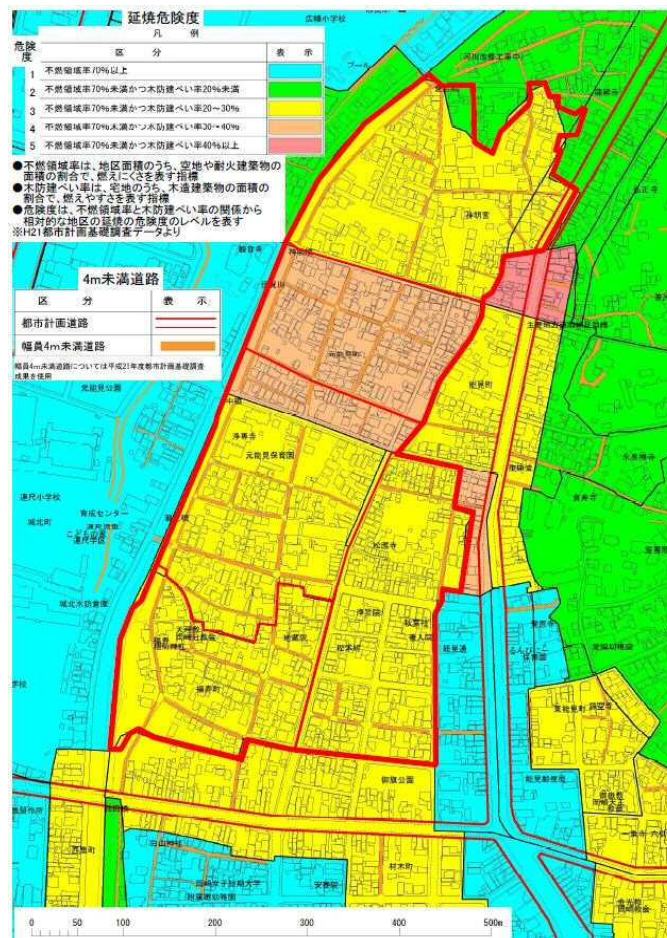
実施地区は、地震時に建物倒壊や火災延焼で大きな被害が想定される都市基盤が脆弱な密集市街地などが対象と考えられる※。

※例えば、震災復興検討地区カルテ、市町村都市計画マスタープラン、防災都市づくり計画、その他市町村における基礎調査等で何らかの危険性があるとされている地区など。

また、本県においては、南海トラフ巨大地震を想定した被害予測の検討も進められているので、それらも活用することも考えられる。

そして、実施地区の範囲や規模は、実施内容にもよるが、地区のコミュニティ、既存の組織、まちづくりの経緯、地元の防災意識の熟度なども考慮に入れる必要がある。取組の進捗状況によっては、その後範囲を絞って検討を進めていく方法もある。

また、検討状況によっては、実施地区外にも影響することが考えられるので、それらの対応も留意して範囲を検討されたい。



都市災害リスク（延焼危険度）の例

5. 実施主体について

先述の事前復興の取組の体系では、地域の実情に応じて住民主体で災害リスクについて考え、段階的に地域主導の検討に向かうものとしている。しかしながら、地域の災害リスクの様々な情報は行政が保有していることから、まずは、行政がそれらの情報発信を行うことで、住民との協働に向けたきっかけをつくっていく必要がある。

また、これまで防災に関しては、防災教育や避難訓練など防災部局が中心になって行われてきたが、今後は、まちづくりの観点から都市計画部局も積極的に関与していくことが重要である。

なお、都市計画部局は、建物建築年次など都市計画基礎調査のリスク把握や対策に必要な地域の情報も多く保有しており、防災部局とも連携して効果的にまちの防災性や危機管理の向上を図っていく必要がある。

このようにして行政がきっかけを作り、段階的にでも地域住民主導の検討に向かっていくことが望ましい。

6. 実施手法について

実施手法は、地域の熟度や対象の範囲などにより様々となるが、事前復興の取組はワークショップで始められることが多い。

被災時は、地域住民が連帯して様々な事象に対処する必要があるので、地域の身近な人々と被害や対策について自ら創造性を働かせて行うワークショップは、情報・意見の共有化や住民の主体性を引き出すためには適当な手法の一つであるといえる。

このワークショップの開催においては、参加者が意欲的に取り組むことができるように、適宜ファシリテーターや全体の進行管理役などを設けて必要な手助けを行うスタッフが必要となる。スタッフにおいては全体の進行についての情報を共有しておくことが大事である。

ワークショップの他にも、防災訓練や復興まちづくりの講演会を開催するなど、実施内容や参加者数に応じて手法を考えることになる。

また、これまでの防災訓練の中に、事前復興まちづくり模擬訓練のメニューを加えて取り組むことも考えられる。

いずれの手法においても形骸化やマンネリ化により参加者を飽きさせないために、主催者においては一定の配慮が必要である。

平成 27 年度策定の「事前復興まちづくり模擬訓練プログラム」、平成 29 年度策定の「簡略版事前復興まちづくり模擬訓練プログラム」を活用し、住民参加の模擬訓練を進めてもらいたい。

(3) 他自治体の取組事例

他自治体の最新の取組事例が国土交通省都市局が公表している「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン【資料編】」に記載されている。

※平成 30 年 7 月 24 日付け 国土交通省 HP に記載
http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_fr_000036.html

